

令和3年1月13日  
尼崎商工会議所

## **新型コロナウイルス感染拡大に伴う 本会議所事務局の業務時間の変更並びに人員体制等について**

新型コロナウイルス感染症に係る感染防止のため、政府の緊急事態宣言の再発令および兵庫県からの要請を受け、本会議所事務局の業務時間並びに人員体制を以下のとおりとさせていただきます。

<期間：1月14日（木）～2月7日（日）>（うち平日）  
(今後の状況により、対応が変わる可能性がございます)

### **■業務時間の変更**

午前8時45分～午後4時30分（通常 午前8時45分～午後5時30分）  
※貿易関係証明書の発給窓口は午後4時までとさせていただきます。

### **■事務局職員の在宅勤務の導入**

本会議所事務局内の「密集」度合を低下させるため、交代制による在宅勤務を導入しています。通常より限られた人員での業務対応になりご不便をおかけしますが、何卒ご了承くださいますようお願いいたします。

### **■本会議所主催の会議、イベント等の開催について**

期間内においては本会議所主催の「会議」「イベント（セミナー・講演会等）」は、オンラインで開催する場合を除き、原則開催いたしません。

### **■ご来館の皆様へのお願い**

本会議所にご来館される皆様には、マスクの着用、入口での手指消毒を必ずお願いします。また、発熱や咳など体調の優れない場合には、ご来館を見合させて頂きますようお願いします。

以上